7　民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十三条　国土交通大臣は、指定納付受託者に対し、法第十条第一項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（指定納付受託者の指定取消の通知）

第十四条　国土交通大臣は、法第十一条第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

別表（第三条関係）

項名	歳入等
一	イ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号に掲げる者又は第十一号に掲げる者（自動車検査証又は検査標章の再交付を申請する場合に限る。）が同項の規定により国に納めなければならない手数料 ロ　道路運送車両法第百二条第二項に規定する者が同項又は同条第三項の規定により国に納めなければならない手数料

○国土交通省令第八十六号

航空法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十一条の二の八第一項、第二項第三号及び第四項並びに第百三十七条第一項並びに空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二十四条第二項第三号（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第五項、第二十六条第六項並びに第四十一条第一項の規定に基づき、航空法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第九章　（略）	第一章～第九章　（略）
第十章　航空の脱炭素化の推進（第二百三十五条の四の二十～第二百三十五条の四の二十二）	（新設）
第十一章・第十二章　（略）	第十章・第十一章　（略）
附則	附則
（航空運送事業脱炭素化推進計画の認定の申請）	（新設）
第二百三十五条の四の二十　法第百三十一条の二の八第一項の規定により航空運送事業脱炭素化推進計画の認定を申請しようとする者は、航空運送事業脱炭素化推進計画認定申請書（第二十九号の五様式）を国土交通大臣に提出しなければならない。	
2　前項の場合において、法第百三十一条の二の九の規定のうち、法第百九条第一項の認可に係る部分の適用を受けようとするときは第二百二十条に規定する書類を、法第百九条第三項又は第四項の規定による届出に係る部分の適用を受けようとするときは第二百二十条の二第二項又は第四項に規定する書類を、それぞれ前項の申請書に添付しなければならない。	

別記様式

納付受託記録簿

年月日	摘要	受		払		残	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額

※１　摘要欄には、納付先の金融機関名及び納付情報（委託を受けた歳入等の納付の通知に係る書面に記載された番号その他の当該歳入等を特定するに足りる情報）その他必要な事項を記載すること。ただし、納付情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しているときは、当該納付情報の記載を省略することができる。

※２　受欄と払欄は改行して記載すること。

※３　必要があるときは、各欄の記載を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

附　則

この省令は、令和四年十二月一日から施行する。